委員会提出議案第2号

狭山市議会会議規則の一部を改正する規則

狭山市議会会議規則(昭和42年規則第4号)の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年3月15日

狭山市議会議長 太 田 博 希 様提出者 狭山市議会議会運営委員会委員長 内 藤 光 雄

提案理由

狭山市議会会議規則第61条第1項の規定による質問の機会がない場合に、同条第 2項の規定による通告をした議員が文書で質問することができる規定を設けたいので、 この案を提出するものである。

別紙

狭山市議会会議規則の一部を改正する規則

狭山市議会会議規則(昭和42年規則第4号)の一部を次のように改正する。

第61条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(一般質問)」を付し、同条の次に次の1条を加える。

- 第61条の2 議員(前条第2項の規定による通告をしたものに限る。)は、同条第 1項の規定による質問の機会がない場合に、議長の許可を得て文書で質問すること ができる。
- 2 前項の規定による質問は、その詳細を文書質問書として明瞭にまとめ、議長が指 定する期日までに、議長に提出しなければならない。
- 3 前項の文書質問書は、議長が答弁書の提出の期日を指定して、これを執行機関に 送付する。
- 4 議長は、文書質問書及び答弁書の写しを議員に配布し、会議録に掲載する。 附 則

この規則は、公布の日から施行する。